

三位一体の改革について

平成16年11月26日
政府・与党

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を別紙2のとおり行う。

(2) 各分野

文教

- ①義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務

教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

- ②中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

社会保障

- ①国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

公共等その他

- ①国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。
- ②公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。
- ③歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。

(3) 国による基準・モニター等チェックの仕組み

補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。

2. 税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3. 地方交付税の改革について

- (1) 平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。
- (2) 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。
- (3) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。
- (4) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。
- (5) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

4. 国による関与・規制の見直し

地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、別紙3のとおりとする。

併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等について、別紙4の措置を講ずる。

5. その他

上記について、経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ（追跡調査）を行う。

1. 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金 (暫定)	8,500 億円程度
(平成 17 年度分 (暫定))	4,250 億円)
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教 (義務教育費国庫負担金を除く)	170 億円程度
・社会保障 (国民健康保険を除く)	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

税源移譲額 合計	24,160 億円程度
----------	-------------

3. 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

平成17年度及び平成18年度に行う3兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

	取組み状況	概要
内閣本府	10億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金等
総務省	90億円程度	消防防災設備整備補助金(緊急消防援助隊関係設備を除く)、地域情報通信ネットワーク 一ノ基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500億円程度の減額(暫定) (うち17年度分(暫定)4,250億円) その他の国庫補助負担金等 230億円程度	減額相当分は税源移譲予定特例交付金(教職員給与費を基本に配分)により措置 要保護及学要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金等
厚生労働省	9,340億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金(産休代替保育士費等補助金等)、在宅福祉事業費補助金(生活支援ハウス等)、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金等
農林水産省	3,040億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保持全林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金等
経済産業省	180億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金等
国土交通省	6,460億円程度	公営住宅家賃対策等補助(公営住宅家賃収入補助)、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助等
環境省	540億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助等
合計	28,390億円程度	

(注) 28,390億円のうち17,700億円は税源移譲につながる改革

4,700億円はスリム化の改革

6,000億円は交付金化の改革